

休業補償給付支給請求書 第 〇 号
休業特別支給金支給申請書 (同一傷病分)

アカサタナハマヤラフ
01234 イキシチニヒミリン
56789 ウクスツヌフムユル
エケセテネヘメレ
オコソトノホモヨロ

〃 高点、半高点は一文字として書いてください。(例) カ"ハ〃

欄別 修正項目番号(1) 修正項目番号(2) ①管轄局章
34310

②労働保険 ③新設再別 ④受付年月日
011893166100 ※118725

⑤労働者の性別 ⑥労働者の生年月日 ⑦療養又は発病年月日
1男 18524

⑧氏名 ⑨住所 ⑩平均賃金
氏名 住所 平均賃金

⑪療養の期間 ⑫療養の現況
療養の期間 療養の現況

⑬療養の経緯 ⑭療養の証明
療養の経緯 療養の証明

⑮療養の証明 ⑯療養の証明
療養の証明 療養の証明

⑰療養の証明 ⑱療養の証明
療養の証明 療養の証明

⑲療養の証明 ⑳療養の証明
療養の証明 療養の証明

⑳療養の証明 ㉑療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉒療養の証明 ㉓療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉔療養の証明 ㉕療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉖療養の証明 ㉗療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉘療養の証明 ㉙療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉚療養の証明 ㉛療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉜療養の証明 ㉝療養の証明
療養の証明 療養の証明

㉞療養の証明 ㉟療養の証明
療養の証明 療養の証明

㊱療養の証明 ㊲療養の証明
療養の証明 療養の証明

㊳療養の証明 ㊴療養の証明
療養の証明 療養の証明

(注意) 二、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○でかこんでください。⑤、⑥欄の元号及び⑦欄については該当番号を記入枠に記入してください。

※印の欄は記入しないでください。(職員が記入します) 裏面の注意事項を読んでから記入してください。折り曲げる場合には(4)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。



上記により 休業補償給付の支給を請求 休業特別支給金の支給を申請 します。 郵便番号 電話
年 月 日 11-01 恵庭市 住所
氏名

札幌東 労働基準監督署長 殿

労働保険番号					氏名	災害発生日月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	[Redacted]	18年5月24日
01	1	18	901616	100		

月給者調査簿 平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		15年4月 / 日		常用・日雇の別		常用・日雇		
賃金支給方法		①給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制				賃金締切日		毎月 25日
A 月によって支払ったもの期間に	賃金計算期間	①(1)月(1)日から(2)月(0)日まで	②(2)月(0)日から(3)月(0)日まで	③(3)月(0)日から(4)月(0)日まで	計			
	総日数	21日	28日	28日	97日			
	基本賃金	125,000円	125,000円	125,000円	375,000円			
	手当							
	計	125,000円	125,000円	125,000円	375,000円			
B 他の請負制によって支払ったもの	賃金計算期間	月 日から 日まで	月 日から 日まで	月 日から 日まで	計			
	総日数	日	日	日	日			
	労働日数	日	日	日	日			
	基本賃金	円	円	円	円			
	計	円	円	円	円			
総計		円		円		円 4,166 66		
平均賃金		賃金総額⑤ 375,000円 ÷ 総日数① 97日 = 3,866 05 銭						
<p>最低保障平均賃金の計算方法</p> <p>Aの④ 375,000円 ÷ 総日数① 97日 = 3,866 05 銭</p> <p>Bの⑤ 円 ÷ 労働日数② × 60/100 = 4,166 66 銭</p> <p>④ 銭 + ⑤ 銭 = 円 銭 (最低保障平均賃金)</p>								
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金(④÷③×73/100)			
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額 円						
	第4号の場合	従事する事業又は職業 都道府県労働局長が定めた金額 円						
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第5号第2条による。)	平均賃金協定額 承認年月日 年 月 日 職種 平均賃金協定額 円							
<p>① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金</p> <p>(賃金の総額⑤ - 休業した期間にかかる②の①) ÷ (総日数① - 休業した期間②の③)</p> <p>(円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭</p>								

賃金締切日は毎月25日
とのことで賃金算定期間
が記載されていることを確認
7/6 [Redacted]



② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳				
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日	⑦ 日
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間中の賃金	基本賃金	円	円	円
	手当			
	手当			
	計	円	円	円
休業の事由				

③ 特 別 給 与 の 額	支、払 年 月 日	支 払 額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注 意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。
ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと認められる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。

